

畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱

30 生 畜 第 1625 号

平成 31 年 4 月 1 日

農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生畜第1582号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年度6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組、草地改良や飼料作物の優良品種の利用による草地生産性向上に向けた取組、ICT等の活用による飼料生産組織の作業効率化の取組、公共牧場等の草地基盤の有効活用による効率的な酪農・肉用牛生産に向けた取組、耕作放棄地等における放牧の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料や生稲わら等未利用資源の活用による国産飼料資源の生産・利用拡大に向けた取組及び放牧を活用した有機畜産物生産の普及を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第2の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 家畜能力等向上強化推進

- (2) 繁殖肥育一貫経営等育成支援
- (3) 草地生産性向上対策
- (4) 飼料生産利用体系高効率化対策
- (5) 国産飼料資源生産利用拡大対策

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1から5までの事業に係る経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を別表の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄の大臣又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）（以下「農林水産大臣等」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書類の提出期限)

第6 交付規則第2条の農林水産大臣等が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産大臣等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 農林水産大臣等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣等に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第2号により概算払請求書正副2部を農林水産大臣等及び官署支出官あてに提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(契約等)

第10 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお、随意契約を行う場合は、複数の業者より見積りを提出させることとする。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号により指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書正副2部を農林水産大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 農林水産大臣等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣等に提出し、その指示を受けなければな

らない。

(状況報告)

第 14 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに農林水産大臣等に提出しなければならない。ただし、第 9 の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、農林水産大臣等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、補助事業者は補助事業を完了したときは、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書正副 2 部を農林水産大臣等に提出しなければならない。

- 2 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに農林水産大臣等に報告するとともに、農林水産大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により農林水産大臣等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 農林水産大臣等は、第 15 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 農林水産大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 17 農林水産大臣等は、第 11 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限については、第 16 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 19 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 5 号の規定により大臣が定める財産は牛及び豚とする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣等の承認を受けなければならない。

5 前項の承認については、第 18 第 2 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(報告)

第 21 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第 9 号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の 6 月 10 日までに農林水産大臣等に報告するものとする。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第 22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 5 から第 21 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1625 号）

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

(1) 畜産生産能力・体制強化推進事業費補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2466 号農林水産事務次官依命通知）

(2) 草地生産性向上対策事業費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1978 号農林水産事務次官依命通知）

(3) 国産飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4389 号農林水産事務次官依命通知）

(4) エコフィールド増産対策事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生畜第 2397 号農林水産事務次官依命通知）

(5) 畜産競争力強化対策事業推進費補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8098 号農林水産事務次官依命通知）

3 2 に掲げる通知に基づき、平成 30 年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第3関係）

区 分	経 費	補助率	交付 決定者	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業の内容 の変更
1 家畜能力 等向上強化 推進					
国産農産物 生産・供給 体制強化対 策事業費補 助金	（1）乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用し た長命連産の乳用牛の改 良推進 ② 多様な育種素材の評価活 用対策	定額 1／2以内 （ただし、受 精卵につい ては1個当 り50千円、 性判別受精 卵につい ては1個当 たり65千円を 上 限 と す る。）	大臣	経費の欄 に掲げる① から②まで の経費中の 補助率が異 なる経費の 相互間にお ける流用	1 事業の 中止又は 廃止 2 補助事 業者の組 織の改編 に伴う名 称等の変 更 3 総事業 費の30% を超える 増及び国 庫補助金 の増 4 総事業 費及び国 庫補助金 の30%を 超える減
牛肉等関税 財源国産畜 産物生産・ 供給体制強 化対策事業 費補助金	（2）肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等 支援対策 ア 近交係数上昇抑制改良 手法の検討 イ 地域固有系統の再構築 ② 多様な種雄牛の活用促進 対策 ア 希少系統種雄牛産子 肥育奨励金 イ 和牛凍結精液の流通 ・保管状況調査	定額 定額 定額 （1頭当 たり20千円を 上 限 と す る。） 定額	大臣 地方農政 局長 大臣	経費の欄 に掲げる① から③まで のそれぞれの 経費の相互 間における 経費の30% を超える増 減	

牛肉等関税 財源国産畜 産物生産・ 供給体制強 化対策事業 費補助金	③ 多様な改良情報の収集・ 分析等対策 ア 産肉情報基盤の強化・ 活用 イ 新たな改良形質の検討 ・評価	定額 定額	大臣		
	(3) 豚 ① 遺伝子検査等の推進 ② 遺伝的能力評価の基礎と なる血縁構築の推進 ア 地域血縁構築推進 イ 全国血縁構築推進 ウ 種豚改良データ分析の ためのプログラム開発 ③ ベンチマークの活用推進 ア ベンチマークの検討 イ ベンチマークの導入 支援	定額 1／2以内 (ただし、血 縁構築豚に ついては 1頭当たり 30千円、血 縁構築精液 については 1本当たり 3千円を上 限とする。) 定額 定額 1／2以内	大臣 地方農政 局長 大臣 大臣 大臣	1 経費の欄 に掲げる① から③まで のそれぞれの 経費の相互 間における 経費の 30％を超え る増減 2 経費の欄 に掲げる① から③まで の経費中の 補助率が異 なる経費の 相互間にお ける流用	
2 繁殖肥育 一貫経営等 育成支援 牛肉等関税 財源国産畜	(1)繁殖肥育一貫経営への円滑な 移行対策		大臣	1 経費の欄 に掲げる (1)から (3)までの それぞれの 経費の相互	1 事業の 中止又は 廃止 2 補助事 業者の組

産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	① 交雑種雌牛の導入支援 ② 和牛受精卵の移植支援 (2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策 (3) 人材の育成・飼料の確保対策 ① 人材の育成支援 ② 飼料の確保支援 ③ 公共牧場等マッチング支援	定額 (1頭当たり15千円を上限とする。) 1/2以内 (移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。) 定額 定額 定額 定額 定額	大臣 大臣	間における経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減
3 草地生産性向上対策 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金及び牛肉等関税財源国産畜産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	(1) リスク分散型草地改良推進 リスク分散型草地改良に関連して行う以下の取組に要する経費 ① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及 ② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組	1/2以内 1/2以内 (10a当たり17千円を限度とする。ただし、施工が完了する前に、自然災害による土壌	地方農政局長		1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国

		流出、その他やむを得ない事情が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。)			庫補助金の30%を超える減
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	(2) 飼料作物優良品種利用推進 ① 飼料増産強化推進対策 ア 飼料作物等高能力新品種の迅速な普及の促進 イ 飼料作物等優良品種種子の普及・安定供給推進 ウ 飼料作物生産技術向上推進 エ 飼料生産拡大推進 ② 飼料生産組織等従事者技術向上対策 ア 飼料生産組織等で飼料生産等に従事するために必要な知識を習得するための研修 イ 飼料生産組織等で飼料生産等に従事するために必要な専門技術を習得するための研修 ③ 飼料作物等種子保管対策 ア 少量需要等品種、リスク分散用品種及び難採種性品種種子の保管等	定額 定額 定額 定額 定額 定額 定額	大臣	1 経費の欄に掲げる①から③までの経費の相互間における経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げる①から③までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	

	イ ア以外の飼料作物等品種の種子の安定供給のための保管等 ウ 種子需要量の把握や、保管計画の策定を行うための会議の開催等	1 / 2 以内 定額			
4 飼料生産利用体系高効率化対策 牛肉等関税財源国産畜産物生産・供給体制強化対策事業費補助金 国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金	(1) 飼料生産組織高効率化対策 ① 飼料生産の高効率化に向けた検証・普及 ア 作業効率化に向けた検討等を行うために必要な経費 イ 飼料生産作業に係る情報の電子化やその蓄積・分析等に必要な経費 ② 飼料生産作業の高効率化の実証 ア ICT機器の購入又はレンタルに係る経費 イ 飼料生産作業の高効率化の実証に必要な作業機械の購入又はレンタルに係る経費 ウ 飼料生産作業の高効率化の実証に必要な構築物の整備に係る経費	定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 (基準事業費 10 千円以内 / m²)	地方農政局長	1 経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における経費の 30%を超える増減 2 経費の欄に掲げるそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用。 3 経費の欄に掲げる②のウの経費と他の経費の相互間の流用はできない。	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の 30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の 30%を超える減
	(2) 肉用牛・酪農基盤強化対策(公共牧場活用型)				

牛肉等関税 財源国産畜 産物生産・ 供給体制強 化対策事業 費補助金	① 高効率公共牧場等の全国 推進	定額	大臣	
	ア 優良事例収集、調査・ 分析、普及・啓発並びに 全国推進会議等の開催	定額		
	イ 人材育成のための研修 会等の開催	定額		
	ウ 公共牧場等草地基盤の 活用に係る利用希望者と のマッチング	定額		
	エ 将来ビジョン策定の取 組への支援	定額		
国産農産物 生産・供給 体制強化対 策整備費補 助金	② 公共牧場等草地基盤の有 効活用に向けた整備の推進		地方農政 局長	経費の欄 に掲げる② のア及びイ とウの経費 の相互間の 流用はでき ない。
	ア 活用計画の策定のため の検討会の開催等	定額		
	イ 活用計画に基づく、研 修会等の開催	定額		
	ウ 活用計画に基づく、草 地改良、採草放牧地の条 件整備、施設整備のため の施設用地造成・改良、 既存施設の撤去	1／2以内 (ただし、草 地改良を実 施する場合 にあつては、 10a 当たりの 上限金額は 15 千円とす る。ただし、 施工が完了 する前に、自 然災害によ る土壌流出 その他やむ を得ない事 由が生じた ことにより、 再施工が必 要であると 地方農政局 長が認める		

		場合は、この限りでない。)			
5 国産飼料資源生産利用拡大対策 牛肉等関税財源国産畜産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	(1) 未利用資源活用対策 ① 未利用資源活用等の促進 ア 未利用資源の活用及び生産技術の普及 (ア) 未利用資源の有効活用のためのシステム構築 (イ) 未利用資源の生産技術の普及 イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及 (ア) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進 (イ) 差別化畜産物の流通・販売に係る普及 ② 地域の未利用資源活用等の生産体制支援 ア 地域の未利用資源活用促進 (ア) 地域の未利用資源の活用 (イ) 未利用資源の飼料利用体制の整備	定額 定額 (ただし、生産局長が別に定める場合はその額) 定額 1 / 2 以内	大臣 地方農政局長	経費の欄に掲げる(1)の②のア及びイの経費中の補助率が異なる経費の相互間における経費の増減	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減

牛肉等関税財源国産畜産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	イ エコフィードの生産拡大 (ア) エコフィードの利用拡大 (イ) 食品残さ等の飼料利用体制の整備	定額 (生産局長が別に定める額) 1 / 2 以内			
	(2) 国産濃厚飼料生産利用推進 ① 国産濃厚飼料生産利用普及推進 ② 生産・利用体制構築 ア 国産濃厚飼料生産利用推進 イ 国産濃厚飼料生産利用技術実践	定額 定額 1 / 2 以内	大臣 地方農政局長	経費の欄に掲げるそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	
牛肉等関税財源国産畜産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	(3) 肉用牛・酪農基盤強化対策(放牧活用型) ① 放牧型有機畜産普及推進 ② 放牧活用推進 ア 肉用牛放牧 (ア) 放牧利用推進 (イ) 放牧牛の導入	定額 定額 1 / 2 以内 (ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠	大臣 地方農政局長	1 経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げるそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	

国産農産物 生産・供給 体制強化対 策事業費補 助金		牛について は、275 千円、 繁殖の用に 供する雌牛 については、 175 千円と し、このうち 自家生産し、 放牧牛とし て利用する 牛について は 40 千円と する。)		
	(ウ) 放牧条件整備	1 / 2 以内 (ただし、放 牧地の簡易 整備に要す る補助額の 上限は、10 a 当たり 10 千 円とする。)		
	イ 放牧酪農 (ア) 放牧利用推進 (イ) 放牧条件整備	定額 1 / 2 以内 (ただし、放 牧地の簡易 整備に要す る補助額の 上限は、10 a 当たり 10 千 円とする。)		

別記様式第1号（第5第1項関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金
交付申請書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

別表の交付決定者宛てに提出

住 所

補助事業者名称

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）において、下記のとおり畜産生産力・生産体制強化対策事業を実施したいので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱第5第1項の規定に基づき、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

※ 事業の目的及び内容については、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱第3に基づき提出された事業実施計画書を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（補助事業に要した経費） (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

（注1）区分欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日） 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度 精算額)	前年度予算額 (本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度 精算額)	前年度予算額 (本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分欄には、別表の経費欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内容を記載する。

6 添付書類

(1) 定款等及び収支予算（収支決算）

(2) 実績報告書の場合は、支払経費ごとの内訳を記載した一覧表、資料、帳簿等の写し及び領収書等の証拠書類の写し

※ その他、農林水産省の求めに応じ、根拠資料を添付すること。

※ 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができるものとする。

別紙様式第2号（第9関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金
概算払請求書（兼遂行状況報告書）（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局 官署支出官 〇〇農政局総務部長 殿

（北海道にあっては北海道農政事務所 官署支出官 北海道農政事務所総務管理官
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局 官署支出官 沖縄総合事務局総務部長）

別表の交付決定者宛てに提出

住 所

補助事業者名称

代表者の役職及び氏名

印

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱第9の規定に基づき、概算払の請求をしますので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業に 要する経費	国 庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)+(C))		備考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日 まで 予 定 出 来 高	金額	〇月〇 日 まで 予 定 出 来 高	
	円	円	円	%	%	円	%	円	%	

（注）1 遂行状況報告と兼ねる場合は、「第9の規定に基づき、概算払の請求をしますので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」を「第14の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。また、併せて金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」に置き換えて提出すること。

2 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第3号（第10第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 4 号（第 11 第 1 項関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金
変更等承認申請書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（ 〇〇農政局長 殿
（ 北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 ） ）

別表の交付決定者に提出

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注 1）したいので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱第 11 第 1 項の規定に基づき〇〇（注 2）申請する。

記（注 3）

（記載要領）

（注 1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注 2）〇〇については、「変更」のうち補助金の追加交付が必要な場合のみ、「補助金〇〇円を追加交付されたく」と記載する。

（注 3）記の記載様式は、別記様式第 1 号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 5 号（第 14 第 1 項）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金事業
遂行状況報告書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕）

別表の交付決定者に提出

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名
印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱第 14 第 1 項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 区分欄には、別記様式第 1 号の記の 3 の表の区分欄に記載された事項について記載すること。
2 事業費欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 6 号（第 15 第 1 項関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金
実績報告書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

別表の交付決定者に提出

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱第 15 第 1 項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別記様式第 1 号に準ずるものとし、（ ）に置き換えて作成すること。また、間接補助事業に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の 5 の（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

なお、軽微な変更があった場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し、承認申請時に添付した事業実施計画の実績（事業実施計画と実績が容易に比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第7号（第15第3項関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金の
消費税仕入控除税額報告書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔 〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
〕
〕

別表の交付決定者に提出

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた畜産生産力・
生産体制強化対策事業補助金について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要
綱（第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第20第3項）

財 産 管 理 台 帳

【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

取 組 主 体：

事業実施年度		〇〇年度		農林水産省所管補助金名											
番号	取得財産							負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
	名 称	規 格	数量	単価	取得金額	取 得 年月日	保管場所	国 庫 補助金	〇〇費	〇〇費	耐用 年数	処分制 限期間	承 認 年月日	処分の 内 容	
					円			円	円	円					
	合計														

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財 産 管 理 台 帳

【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

事業年度実施年度		〇〇年度			農林水産省所管補助金名									
事業内容					工 期		経費の配分（円）			処分制限期間		処分の状況		摘要
名称	構 造 又は 規 格	数量	単価	施工箇所 又 は 設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
								国庫 補助金	その他					
計														
計														
合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財 産 管 理 台 帳

【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

事業実施年度			〇〇年度		農林水産省所管補助金名							処分制限期間		処分の状況		摘要
No.	品種	個体識別番号	名 号	生年月日	導入場所	管理者名	管理者住所	導 入 年月日	経費の配分(円)		耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処分の 内 容		
									導入費	負担区分						
										国庫 補助金	その他					
1																
2																
3																
4																
5																
計																
合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号（第21関係）

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			千円
(2) 一般管理費			千円
(3) その他管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」については、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の交付目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は次のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。